

令和7年度

定期監査等結果報告書

(交通政策室)

豊前市監査委員

1. 監査の基準

本監査は、豊前市監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に基づいて実施した。

2. 監査等の種類

定期監査

3. 監査等の対象、範囲

(1) 対象 交通政策室

(2) 範囲 令和7年4月1日から令和8年1月31日までに執行された財務事務並びにその他の事務の執行状況

4. 監査等の着眼点

(1) 事務事業の執行にあたっては、住民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。

(2) 事務事業等の執行が法令、条例、規則、予算及び議決等に基づきなされているか。

(3) 予算の執行、収入、支出、契約及び財産の管理等の事務は適正かつ効率的に行われているか。

(4) リスク管理体制（チェック体制）の整備は適切か。また、その体制は有効に運用されているか。

(5) 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。

(6) 前回における指摘事項についての検討、改善がなされているか。

5. 監査等の主な実施内容

監査委員、事務局、関係職員出席のもと事前に提出を求めた監査資料について説明を受け、質問するなどの実情聴取を実施した。また、提出された諸帳簿等の関係資料を検査するとともに、必要に応じ事務局から質問、実査等を行った。

6. 監査等の実施場所、日程及び期間

(1) 実施場所 豊前市役所 監査委員事務局

(2) 日 程 ア. 概要説明 令和 8年 3月 23日

イ. 講 評 令和 8年 3月 30日

(3) 期 間 令和8年3月5日 ～ 令和8年3月30日まで

7. 監査等の結果

財務等に関する事務事業は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後は十分研鑽され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

記

1. バスの使用料について

豊前市バスの使用料については、「豊前市バス事業の設置等に関する条例」に基づき定められているが、長期間にわたり使用料の見直しが行われていない。近年の急激な燃料費及び人件費の高騰等を踏まえると、使用料改定の検討が必要であると考えられる。

また、バス事業には一般会計から多額の繰入金が充当されており、今後もその増加が見込まれていることから、費用負担の在り方について見直しを行うことが求められる。

一方で、バスは市民にとって重要な移動手段であり、路線の廃止や急激な使用料の引上げは、利用者の生活に大きな影響を及ぼす恐れがある。

持続可能で安定した事業運営を行なうため、使用料について定期的に検討を行う場を設けることが望ましい。

2. バス停用地の賃貸借契約について

市内数か所の土地をバス停用地として借り上げており、毎年度、土地使用賃貸借契約を締結しているところである。

これらの契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約に該当するものと考えられるため、当初予算が成立しない場合には契約を解除する旨の条項を設けるなど、同条の要件を満たしたうえで長期継続契約として締結することが可能である。

また、土地の賃貸借契約は、契約金額が1万円以上の場合、収入印紙の貼付が必要となることから、契約手続の適正化を図るため、あわせて見直しを講じられたい。